

第四回土佐の伝統芸能まつり等開催委託業務仕様書

I 業務名称

第四回 土佐の伝統芸能まつり等開催委託業務

※この業務は、高知県文化遺産総合活用推進委員会（以下「委員会」という。）が主催します。

II 事業の目的

高知県はかつて民俗芸能の宝庫といわれていました。しかし、県が令和元年度から3年度にかけて行った調査では、地域で活動している民俗芸能は現在500件余りとどまり、これまでに少なくとも385件が一時中断又は廃絶するなど、過疎化や少子高齢化が進む中で土佐の祭りや伝統芸能が衰退しつつある現状が確認されました。

土佐の伝統芸能まつりは、地域に伝わる貴重な民俗芸能を多くの県民の皆さんに見ていただくことで民俗芸能に関心を高めてもらい、郷土文化の保存・伝承を支援する気運を醸成することを目的に開催します。

III 委託業務の内容

第四回土佐の伝統芸能まつりの企画・制作及び運営、県が実施する担い手支援事業の撮影及び動画制作、これらに関する広報業務全般。

1 第四回土佐の伝統芸能まつりの企画・制作及び運営

多くの方々が民俗芸能を理解し、関心を高めるとともに、郷土の文化を守り伝えることの重要性を知ることができるイベントを下記の日程で企画し、運営することとします。

開催日	令和8年11月1日(日)（準備・撤収は前日及び翌日） ※雨天決行。荒天の場合は中止します。
開催時間	午前10時30分から午後5時頃まで（予定）
開催場所	・丸ノ内緑地（メイン会場、出店ブース等） ※追手門広場周辺（出演者の中から移動可能な演目を上演） ・高知城歴史博物館北ステージ（サブ会場） ・高知城歴史博物館ホール等（民俗芸能体験、展示など） ・帯屋町アーケード（パレード）

(1) 全体の企画・制作・運営に関する要件

ア 会場及び広報デザインの演出

会場を統一したテーマ性を持って演出すること。また、チラシ、ポスター等においても同様のテーマを持たせること。

イ 出演者、関係者及び会場との調整

出演団体、協力団体等とイベント運営に関する連絡調整を円滑に行うこと。

ウ 排出されたごみ等の処分及び清掃計画

(a) イベントの開催に当たって生じたごみ・廃棄物については、関係法令に則って適切に清掃・廃棄すること。

- (b) 高知公園内にあるトイレについて、来場者が快適に使用できるよう、イベント開催中は適宜トイレットペーパー等の備品の補充や清掃などの管理を行うこと。

エ 保険等の加入

受託者が下記の保険に加入するものとし、保険料は委託料に含める。

- (a) イベント保険（来場者のケガ、器物の損壊等を補償するもの）
- (b) 傷害保険（全出演者のケガ等を補償するもの）

オ 出演料等の支払い

ステージ出演の郷土芸能等保存団体、和 문화団体等は委託者が交渉のうえ決定する。出演料については委託者が支払うが、それ以外の司会者・演出進行(進行台本制作含む)等の費用については、委託料に含める。

カ 会場使用料

会場の使用料が生じた場合は委託料に含めるものとする。（但し、令和7年度開催実績では各施設に免除申請のうえ使用料は発生していない。）

キ 来場者数の集計

イベント来場者数（丸ノ内緑地、高知城歴史博物館北ステージ、高知城歴史博物館ホール来場者数）を集計し、報告すること。

ク アンケート調査の実施、集計、分析

- (a) 質問項目を作成のうえ、来場者から多くのアンケートサンプルが取れるよう工夫し、実施結果をまとめるとともに、委託者の指示により分析を行うこと。
- (b) 伝統芸能の継承のために参考になるような質問項目を作成し、出演した伝統保存団体に聞き取り、結果をまとめること。
- (c) 質問項目は受託者が案を作成し委託者と協議すること。

ケ 記録写真の撮影

会場設営時の全体及び各ブース等の様子と開催時の様子（出演団体など）を撮影し、ファイル名をつけてSDカードまたはUSBメモリで提出すること。

(2) 丸ノ内緑地（メイン会場）の企画・制作・運営に関する要件

ア 会場の設営

- (a) メインステージ(8m四方以上とする)と各出店ブースは別表1を参考に丸ノ内緑地に設置すること。
- (b) ステージには屋根を設置し、音響等の設備は雨天時にも開催できるように設営すること。
- (c) ステージの正面に、80名以上が雨天時にも鑑賞できる客席を設けること。
- (d) ステージの出演団体は16団体程度とし、各演目の上演時間は20分程度を原則とする。ただし、演目の内容によってはこの限りではない。
- (e) 下記2の担い手支援事業において伝統芸能保存団体の祭りに参加した方々がその保存団体のメンバーとしてステージに出演する場合、上演の後にインタビューの時間を設定する等、観客の伝統芸能への参加機運を高める工

夫をすること。

- (f) 会場内に担い手支援事業に参加した若者と観客が交流できるブースを設置すること。このブースでは、以下の取組をすること。
 - i) 担い手支援事業で撮影した動画を10分程度に編集し放映すること。その際、再生用の機器や椅子等を設置し10名ほどが観覧できるようにすること。
 - ii) 担い手支援事業に参加した若者と伝統芸能に興味がある方々との交流が図れる企画を考案し運営すること。
 - iii) 伝統芸能紹介・解説パネル、出演団体PR・紹介パネル、第三回土佐の伝統芸能フォトコンテスト受賞作品・紹介パネル、担い手支援事業の紹介パネルを作成し展示すること。
 - iv) その他の内容については、提案をもとに委託者と協議のうえ決定する。
- (g) 来場者に分かりやすいように、会場内の動線やイベントの実施内容等を案内する看板及び当日配布するパンフレットを制作し、設置及び配布すること。
- (h) 会場は国史跡高知城跡の指定範囲内となるため、史跡の保存に影響のないようにテントやステージ等の設置を行うこと。工作物の設置等に関しては文化財保護法に定められた現状変更許可申請が必要となる。
- (i) 電源は丸ノ内緑地及び高知城歴史博物館の設備を使用することができる。容量が不足する場合は受託者が手配すること。

イ 出店ブースについて

- (a) 物販飲食等の出店ブースは受託者の提案に基づき協議のうえ決定し、受託者が依頼すること。※出店において火の使用は不可。
- (b) 出店説明会の案内、募集要項等の各種資料の作成・発送を行うとともに、必要に応じて出店者や関係者への個別の依頼・説明等を行うこと。
- (c) 食品の扱いについては、所轄する保健所等に必要な届出及び許可を適正に受けているか、責任者への確認と指導を徹底すること。

ウ 運営について

- (a) 舞台上の演出の確認や出演者控室及び駐車場の調整等、開催に際し必要となる調整を会場管理者や出演者等の関係者で行う。また、進行管理者を配置する。また、運営マニュアル・ステージ進行シナリオの作成等を行う。
- (b) 出演者等の車両に関しては県庁来庁者駐車場を開放し、その管理スタッフを4名以上確保すること。
- (c) 会場内には雑踏警備をおこなうスタッフを2名以上配置すること。

(3) 帯屋町アーケードのパレードの企画・制作・運営に関する要件

ア 企画・制作

- (a) 帯屋町アーケード等で出演団体等による伝統芸能等のパレード（練り歩き）を行うこととし、参加団体は委託者が交渉・協議のうえ決定すること。
- (b) パレードの実施計画を作成のうえ、商店街等への協力要請及び関係各所に説明すること。

(c) 道路使用許可等の申請書類については委託者が作成し関係各所に申請を行う。

イ 当日の運営

- (a) 出演者及び観覧者の安全の確保ができる、警備員等の人員を配置すること。
- (b) 司会者と進行スタッフを配置すること。

(4) 高知城歴史博物館北ステージ（サブ会場）の企画・制作・運営に関する要件

ア 会場の設営

ステージは既存のステージを利用し、別表1のとおり前方に客席を設置すること。また、客席には雨天時でも対応できるようにテントを設置(30席以上を確保)すること。

イ 当日の運営

出演団体はメイン会場で出演した団体等から10団体程度とし、委託者と協議の上決定する。

(5) 安全管理等について

ア 雨天時や突発的なトラブル時の対策（中止の場合を含む。）など、関係者間で情報共有が出来るように危機管理体制を確立すること。

イ 自然災害（地震・津波・雷）が発生した場合の来場者の避難誘導方法、避難場所等を記したマニュアルを作成すること。

ウ 万一の事故等に備え、来場者も対象となるイベント保険に加入すること。

エ イベント当日（必要な場合は前日も含む）の日中・夜間において警備を行うこと。

(6) 雨天時等の対応について

雨天の場合は開催する。但し、荒天の場合は中止とする。その判断については委託者と別途協議を行うものとする。

(7) 関係各所への承諾許可等について

ア 丸ノ内緑地及び高知城歴史博物館等の会場等の借り上げについては委託者が行う。

イ パレードのアーケード使用に際しての道路使用許可申請や関係各所との調整については委託者が行う。

ウ 文化財保護法に定められた現状変更許可申請が必要となるため、委託者と協議のうえ受託者から現状変更許可申請書を提出すること。

エ 丸ノ内緑地の利用に関しての高知市都市公園条例に基づく占有許可申請等については委託者と受託者及び高知市みどり課と協議のうえ委託者から申請を行う。占有料が必要となった場合は受託者が負担する。

オ 高知公園（追手門広場）内でテントの設置などを行う場合は、委託者と協議のうえ、高知県立都市公園条例に基づく申請等を受託者が行うこと。

カ のぼり等の屋外広告物に関しての届出については委託者が行う。

別表1 テント等の設置数

設営施設	数量	備考
本部テント (メイン会場)	2張	W5400×D3600 関係者10名程度が常駐できる大きさのもの。
ステージ (メイン会場)	1箇所	9m×5.4m以上とし、雨天にも対応ができるものとする。 出演者の控室用テント(W5400×D3600 4張)及び音響照明設備用のテント(W3600×D2700)を含む。 前方に客席(80席程度)を設置する。雨天にも対応ができるものとする。
伝統芸能PRブース	1小間	上記(2)の(f)で示した内容に対応できる広さのテント、動画再生用の機器、客席等を設置する。 担い手支援事業への参加者と観客が交流できる企画を考案し運営する。 伝統芸能紹介・解説パネル、出演団体PR・紹介パネル、第三回伝統芸能フォトコンテスト受賞作品・説明パネル、担い手支援事業紹介パネルを作成し設置する。
各出店ブース (メイン会場)	16小間	飲食ブーステントを16小間設置する。 1ブースあたり W2700×D3600
飲食休憩コーナー (メイン会場)	3張	W5400×D3600のテント イス72席及び机12台(白布付)を設置する。
高知城歴史博物館北ステージ (サブ会場)	4張	ステージ前方に客席を設置する。簡易テント(W2000×D2000程度)4張、イス30席以上を設置する。雨天にも対応ができるものとする。
その他		救護テント(W3600×D2700)、ゴミ収集テント(W3600×D2700)、インフォメーションテント×2(W3600×D2700)

※その他必要な設置物があれば委託者と協議のうえ設定する。

2 県が実施する担い手支援事業の撮影及び動画制作

(1) 業務内容

記録映像の撮影・編集について

(ア) 委託者と協議の上、担い手支援事業の内2つの伝統芸能保存団体について、参加者の練習風景等を撮影すること。また、伝統芸能保存団体の地域での祭り等が土佐の伝統芸能まつり以前に実施される場合は、その本番の模様を撮影すること。

(イ) 動画の仕様

形式(拡張子) MP4形式(.mp4)

コーデック H.264 / AAC-LC

解像度(アスペクト比) 1080p(16:9)

- (ウ) 動画を制作するにあたり、撮影計画案と動画構成案を作成し委託者と協議すること。
- (エ) 撮影回数等
 - 撮影は、伝統芸能保存団体が担い手事業の参加者に提示する練習日時のうち、動画の構成等を勘案し必要と思われる回数とする。練習以外の撮影（例えば、地域の風景や地元の方のインタビュー等）も構成等を勘案し必要と思われる回数とする。
- (オ) 動画は、土佐の伝統芸能まつり当日にイベント会場で放映するように、ナレーションや字幕等の演出をし10分程度に編集すること。
- (カ) ナレーション原稿、字幕原稿は受託者が作成し、委託者の確認と承認を受けること。
- (キ) 編集後の動画は委託者と確認し、委託者の承認を受けること。
- (ク) 編集された動画の著作権は県とし、まつり開催後、USBもしくはSDカードに録画の上、県に提出すること。
- (ケ) その他、多くの県民に地域の伝統芸能の現状、継承の意義を知っていただくため、撮影の様子や参加した若者の思い等をニュース番組等で報道してもらえよう県内の報道機関と連携できる企画を提案すること。

3 その他の提案事項

業務目的に対してその効果が期待できる事業を企画実施すること。

4 広報業務に関する要件

第四回土佐の伝統芸能まつりを広く周知し、イベント当日の集客増を図ることとあわせ、伝統芸能の継承の意義について多くの方々を知っていただくため、下記の広告物等の作成及び情報発信すること。

方法	備考
事前配布チラシ及びポスターの作成・配布	チラシ:30,000枚程度A4コート光沢紙90Kg、両面カラー刷り ポスター:800枚程度B2片面、カラー、コート紙135kg（ポスターとチラシはそれぞれ掲載内容を別のものとする）
当日配布パンフレットの作成・配布	【当日配布パンフレット】 6ページ中折A4コート光沢紙90Kg、 両面カラー1,500枚程度 ※会場案内図とともに出演する芸能の紹介のパンフレット
伝統芸能紹介・解説パネル、出演団体PR・紹介パネル、第三回土佐の伝統芸能フォトコンテスト受賞作品パネル・説明パネル、担い手支援事業紹介パネルの作成・展示	○伝統芸能紹介・解説パネルの作成 A1 5枚程度 ※すでに作成されているパネルを基に最新版を作成していただきます。原稿に必要な情報等は、委託者が提供します。 ○主演団体PR・紹介パネルの作成 それぞれA3（出演団体数） ※16団体程度の出演を見込んでいます。 ○第三回土佐の伝統芸能フォトコンテスト受賞作品・説明パネルの作成 それぞれA3 6枚 ○担い手支援事業紹介パネルの作成 A1 1枚程度

ソーシャルメディア	SNS等を活用したウェブでの情報発信を行う。その際は、一番効果的なツールを使用することとし、委託期間中は随時最新情報や誘客効果の高い情報を更新すること。
テレビ・新聞等による広告	・多くの県民にまつりの開催を知ってもらえるよう TVCMを50本(15秒)以上放映すること。また、高知新聞に広告を2回掲載すること。(半5段、1色) ※1週間前と当日もしくは前日

・文化庁の国庫補助事業である「地域文化総合活用推進事業(地域文化財・地域計画等)」を活用したイベントであることをチラシ等に記載すること。

・よさこい高知文化祭2026応援事業のイベントであることをチラシ等に掲載すること。

5 企業協賛金の獲得について

- (1) 受託者は、企業からの協賛金を獲得するよう努めるものとする。企業協賛金を獲得した場合は、その90%以上を事業経費に収入として計上すること。
- (2) 企業協賛金の募集に当たっては、委託者と協議のうえ協賛企業への特典を設定できるものとする。

6 留意事項

- (1) 本委託業務を実施するに当たっては、受託者は委託者、高知市みどり課などの関係機関と十分な協議・調整を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、受託者は業務実施計画書(本業務の実施計画及び工程表)及び業務体制図を作成し、委託者に提出するとともに、随時、打ち合わせを行い進捗状況を報告すること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、上記(2)の報告に加えて、業務の進捗状況について都度報告を求められることができるものとする。
- (4) 各イベントについて実施要領(運営マニュアル等)を作成し、提出すること。
- (5) 警察との協議や地元住民への説明が必要な際は、円滑なイベント開催に向け調整すること。

IV 委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日(金)まで

V 成果品

- (1) 業務実施計画書及び業務体制図(本業務の実施計画及び日程表含む)
※委託業務開始から10日以内に提出のこと。
- (2) 業務完了報告書(正副2部)
 - ア 運営状況写真(設営等準備、設営等完了後、当日の状況など)
 - イ 各イベントの実施要領(運営マニュアル、シナリオ等)

ウ 各種配布物の原稿（出店案内、出店要項、各種チラシ、パンフレット、ポスター等）
※チラシ、パンフレットは、配布後残数を報告の上、その一部を納入すること。
各イベントの実施要領（運営マニュアル、シナリオ等）

エ 各種広報素材の実績を示す書面（CM 放送確認書・放送原稿、新聞広告原稿、発注書・計画書等）

オ 担い手支援事業紹介動画及び記録写真を電子媒体に収録したもの（正副2部）

カ アンケートを集約したもの（原本は別に納入する）

※提出済みの（1）業務実施計画書及び業務体制図も報告書に加える。

※規格は紙媒体（A3、A4）とし、項目ごとのインデックスをつけてファイル等で閉じ、正副2部を提出する。ファイルの表紙及び背表紙に『土佐の伝統芸能まつり開催委託業務 業務完了報告書』のタイトルをつける。

※業務完了報告書のデータについてはDVDに格納する。（ファイル形式はPDF及びAdobe illustrator、JPEGとする）また、データについては（3）のア～に対応したファイルを作成し、下位の階層についてもファイル名をつけて格納する。

（4）その他、委託者が指定するもの。

VI その他

（1）業務上知り得た個人情報については、業務委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」に基づき適切に管理すること。

（2）この仕様書の定める事項について疑義がある場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者及び委託者が協議のうえ定めるものとする。